

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市法定外道路条例（平成14年条例第40号）第4条第1項	行為の許可	用地課

1 審査基準は、次のとおりとする。

行為が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合に限り許可する。

- (1) 法定外道路の用途又は目的を妨げないものであること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上その他の理由によりやむを得ないものと認められるものであること。

2 標準処理期間は、25日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出て
ください。